

## 論説

# 蓋然性の論理学 —ライプニッツ中国学の方法論への一視点—

長 綱 啓 典

### 1. アナログアの論理学

G・W・ライプニッツ (Gottfried Wilhelm Leibniz, 1646-1716) の哲学を専門とする日本の研究者たちは、かれの中国学について、とくにその方法論に強い関心を寄せてきた。その代表者が酒井潔教授と佐々木能章教授である。興味深いことに、両教授ともライプニッツの中国学の核心として、「アナログア (類比) の論理学」とでも呼ぶべきものを指摘している。

酒井教授が述べていることを、やや長くなるが引用しよう。

「ライプニッツは、『中国最新事情』の冒頭で、中国を「ある種の東洋のヨーロッパ (quaedam orientalis europa) と呼んでいる。この表現は、ヨーロッパと中国には、それ自身のうちに多様を含む統一体である点で同様の構造が見出される、という謂いである。ライプニッツが中国を、そしてその習俗や宗教を見るときの方法は、表面上の「似ている」「似ていない」ということよりも、条件や構造の一致または対応の有無を見出すというものである。これをライプニッツは一方が他方を「表出」することであるという。「或るものを表出するとは、(表出する側のものが) 表出されるべき事物の諸条件に対応する条件を持つことである」。その際大事なことは、「表出するものが表出されるも

のに似ている (similis) 必要はなく、ただ何らかのアナロギア (quaedam analogia) が保たれていれば、それで (表出関係の成立には) 十分だ」と言明している点である。「アナロギア」とはライブニッツにとって、そのギリシア語源 (ana-logos) どおり、条件やシステムのあいだの「対比」(proportio) を意味する。ヨーロッパ人がAと呼んでいるものを、中国人はBと呼ぶ、という言い方をライブニッツがするとき、それはAとBのあいだに、ある対比 ( $X:A=Y:B$ )、すなわち「恒久的法則的關係」が存するという意味である。しかもそのようなアナロギア的表出の關係には「多様」なものがある、とライブニッツは強調する<sup>1)</sup>。

また、佐々木教授は次のように述べている。

「今度は、中国人の思想についての類比である。ライブニッツの中国への関心は全面展開で、哲学、歴史、宗教、言語、技術、政治など、自分が手がけた分野のほとんどが中国とのかかわりを持っている。ライブニッツは四書五經のフランス語訳、ラテン語訳を取り寄せ、北京在住の宣教師たちからも情報を聞き出しながら、中国像を築こうとしていた。類比という点で見ると、三点指摘できる。第一にキリスト教徒と中国の宗教との間に共通点を求めるということ。第二にヨーロッパ人と中国人との間に共通点を求めるということ、第三に易經にかかわるものである。言うまでもないことだが、共通点というのは構造的な類似のことである」<sup>2)</sup>。

これらを見るかぎり、「アナロギアの論理学」に関する酒井教授の理解と佐々木教授の理解はそれほど異なるものではないであろう。そして、両教授の理解にしたがうならば、「アナロギアの論理学」は西洋と東洋のあ

いだに単なる表面的な類似ではなく構造や条件の対応を見出そうとする論理として要約されうはずである。

酒井教授が目しているように<sup>3)</sup>、なるほどこの論理は比較思想の方法論として非常に有効なものである。なぜなら、この論理は、西洋の思想の側に比較の準拠を求めて、いわば西洋中心主義的に東洋の思想を裁断するための方法などでは決してない<sup>4)</sup>。それはむしろ、西洋と東洋のそれぞれの固有性を最大限に尊重しつつも、にもかかわらずその西洋と東洋というローカルな枠組みを超えた、いわば普遍的な知の構造を取り出そうとする試みだからである。ともすると単なる相対主義に陥りがちな現代の思想状況にあって、「アナログアの論理学」はそこに一定の批判を加えるものでありえよう。この点において、「アナログアの論理学」への注目はまことに有意義なものである。

## 2. 蓋然性の論理学への着目

本論文でも、この「アナログアの論理学」に接続可能な、ライプニッツの中国学の方法論に関連する論点について考察を試みる。ただし、本論文では「アナログアの論理学」そのものは論じない。むしろ、この「アナログアの論理学」が機能するための理論的な前提とも言うべき論点を指摘したい。それは、「蓋然性の論理学」とでも呼ばれるべきものである。

よく知られているように、ライプニッツ自身は一度も中国へ行ったことがない。それゆえ、中国に関してライプニッツが紹介している情報はすべて、間接的な資料である。たとえば、ライプニッツは『0と1の数字だけを使用する二進法算術の解説、ならびにこの算術の効用と中国古代から伝わる伏羲の図の解説に対するこの算術の貢献について』(*Explication de l'Arithmétique Binaire, qui se sert des seuls caracteres 0 et 1, avec des*

*remarques sur son utilité et sur ce qu'elle donne le sens des anciennes figures Chinoises de FOHY*, 1703) において、自らのアイディアである二進法の算術と中国の八卦の図との対応—アナログア—を指摘している。しかしそれは、ライプニッツ自身が認めているように、フランス人イエズス会士で当時北京に滞在していたヨアヒム・ブーヴェ (Joachim Bouvet, 1656-1730) による情報提供と判断に基づいている<sup>5)</sup>。もうひとつだけ例を挙げておこう。『中国最新事情』 (*Novissima Sinica*, 1699) において、ライプニッツは清朝第四代皇帝である康熙帝 (1654-1722, 在位 1661-1722) がいかに有徳な君主であるかを断言しているが、これはイタリア人イエズス会士のクラウディオ・フィリッポ・グリマルディ (Claudio Filippo Grimaldi, 1638-1712) からもたらされた情報に由来する<sup>6)</sup>。主にイエズス会宣教師たちに由来する情報に基づきながら<sup>7)</sup>、ライプニッツは中国あるいは中国の思想に対して自身の独自の解釈を試みるのである。「アナログアの論理学」がかれの中国学の方法論として機能するのはまさにこの解釈の場面である。

ここでひとつの疑問が生じる。そもそも、ライプニッツはいったいどのようなようにして、宣教師たちから得た情報について取捨選択をしたのであろうか。ある情報について、「この情報は正しい」のか、それとも「正しくない」のか、この点が確定されてはじめて、西洋と東洋の比較が、あるいは比較を通して両者のあいだのアナログアを把握することとしての解釈が成り立つのではないだろうか。そして、もしそうだとすれば、ある種の情報処理術が解釈術としての「アナログアの論理学」に対して理論的に先行するのではないだろうか。

例えば、『中国自然神学論』 (*Discours sur la theologie naturelle des Chinois*, 1716) においてライプニッツは「上帝」の概念をめぐる次のように述べている。

「中国人がもっとも崇高なものとして、理と太極の後に話題にするのは上帝です。そして上帝は天なる王、いやむしろ天を支配する巨大なる精神です。中国に長い間滞在したリッチ神父は、この上帝が天と地の主であり、キリスト教でいう神と解釈できると信じました。リッチ神父はまた、神を天主つまり天の支配者と呼びました。そして中国では、キリスト教の神を指すのに通常はこの天主という語を用います。ロンゴバルディ神父や、ド・サント・マリ神父をはじめとする人たちは神を上帝と呼ぶことを認めずに、天主ということばだけを使います。しかし天なる主（上帝）と天の支配者（天主）という語の意味を考えれば、両者は實際上、中国語としては同じ意味なのです。重要な問題はむしろ上帝が中国人にとって永遠なる実体かもしくは単なる被造物かという点にあります。ロンゴバルディ神父は、中国の原典にもとづいて、上帝と呼ばれる帝王がおり、彼は天の宮殿に住んで地上の世界を支配し、善者には報いを悪者には罰を与えていることを認めます。しかし同じページで神父は、中国古代の注釈家がいとと同じ表現を天、つまり理と呼ばれる普遍的実体にも与えていると述べます。しかしながらキリスト教の神に上帝という名を与えようとしている人々にとって、そうした記述は不利であるどころか、大いに有利なはずです。なぜなら理は永遠な存在であり、あらゆる種類の完全性を具えており、まえにも示したように、一言にしていえば理は神だと考えられるからです。こうして上帝と理が同一だとすれば、完全な論拠でもって神に上帝の名を与えることができます。そしてリッチ神父が、中国古代の哲学者は、上帝つまり天上にいる王である至高存在とそれに臣従する多くの精霊の存在を認め、それらを崇めているといい、中国人はそうした仕方でも真なる神についての知識をもっていると主張したとき、彼は決してまちがってはいなかったのです」<sup>8)</sup>。

こうしてライプニッツは中国古代における「上帝」の概念についてニコラ・ロンゴバルディ (Nichola Longobardi, 1559-1654) の解釈を「間違っている」と判定し、マテオ・リッチ (Matteo Ricci, 1552-1610) の解釈を「正しい」と判定するのである。しかし、すでに述べたように、ライプニッツは実際に中国に行ったことはない。まして、中国古典の原典を読んだこともない。それにもかかわらず、なぜライプニッツはある中国情報については「正しい」、別の情報については「間違っている」「正しくない」と判定することができるのであろうか。

いま「正しい」「正しくない」と述べたが、ここで問題となっているのは実際には「蓋然性」や「信憑性」である。ヨーロッパから中国までは空間的に大きなへだたりがある。ライプニッツ自身がこの空間上のへだたりを超えて中国に達することはなかった。遠く離れた場所で実際になにが起こっているのか、空間上のへだたりのせいで自らの目で確認することができない場合、それについて他者からもたらされた情報についてひとが言うのは、「おそらくそれは本当だろう／本当ではないだろう」ということだけである。より正確に表現するならば、「この情報には信憑性がある／ない」もしくは「この情報は信憑性が高い／低い」ということだけである。おそらく本当だろうと思える情報、つまり信憑性のある情報、少なくとも相対的に信憑性の高い情報がさしあたり「正しい」情報として評価される。そうだとすれば、もしかするとライプニッツは、中国に関して自らにもたらされる情報について、なんらかの基準や原理にしたがって蓋然性や信憑性を評価していたのではないだろうか。本当だろうかどうか、信憑性があるかないか、信憑性が高いのか低いのかを評価するための基準や原理のことを、本論文では「蓋然性の論理学」と呼ぶことにしたい。

実は、あまり知られていないことであるが、ライプニッツは、ある議論のなかで、まさに「蓋然性の論理学」の構想とその内容をある程度まで提示しているのである。それは「歴史に対する信頼」についての議論のなか

でのことである。「歴史に対する信頼」とはどのようなことか。本論文では、この「歴史に対する信頼」に関するライプニッツの議論の展開を追求しながら「蓋然性の論理学」の一端を明らかにする。そのうえで、この「蓋然性の論理学」が、ライプニッツの学問的営為の近代性を端的に表現する情報処理術であること、またその点において「アナログアの論理学」の前提となっていることを指摘したい。

### 3. 歴史に関するピュロン主義

『人間知性新論』(*Nouveaux Essais sur l'entendement humain*, 1704)のなかで、ライプニッツは次のように述べている。

「法律家たちは「歴史に対する信頼」(de fide historica)について書いた。しかし、この題材はより正確な探求に値するであろう」<sup>9)</sup>。

「法律家たちが「歴史に対する信頼」について書いた」ということの意味については後で見ることとする。ここで言われている「歴史に対する信頼」にまつわる問題とはどのようなものであろうか。なぜライプニッツはことさら「歴史に対する信頼」ということを述べなければならなかったのであろうか。まずはこの点を明らかにしよう。

17世紀後半、ドイツを中心に「歴史に関するピュロン主義」と呼ばれる立場が現れていた。周知のとおり、「ピュロン主義」とは、古代ギリシアの哲学者ピュロンに由来する立場のことである。それは、あらゆる事柄について判断を停止することによって心の平安を求めることをすすめる、一種の懐疑論である。それゆえ、「歴史に関するピュロン主義」は伝統的な「ピュロン主義」の懐疑論的側面を歴史という学問領域について妥当さ

せようとする立場であると規定することができる。つまり、歴史的伝承の信頼性に関する懐疑を歴史家の仕事のなかに積極的に取り込むことを主張する立場、それが「歴史に関するピュロン主義」であると言うことができる。

この「歴史に関するピュロン主義」についての議論にたずさわった人物の名をふたりだけ挙げておく。ひとり、ヨハン・アイゼンハルト (Johann Eisenhardt, 1643-1707) である。その著書、『歴史に対する信頼についての覚書』 (*De fide historica commentarius*, 1679) は「歴史に関するピュロン主義」についての議論において中心的な地位を占める著作として評価されている。もうひとり、フリードリヒ・ヴィルヘルム・ピアリング (Friedrich Wilhelm Bierling, 1676-1728) である。この人物は『歴史に関するピュロン主義についての論考』 (*Dissertatio de pyrrhonismo historico*, 1707) の著者であり、「穏健なピュロン主義」の支持者として知られている。「歴史に対する信頼」について述べる時、ライプニッツの念頭にあったのはかれらのことであつたらう<sup>10)</sup>。実際、ライプニッツはかれらと往復書簡をかわしているのである。そして、そこにはライプニッツの「歴史に対する信頼」についての議論を知るうえで非常に重要なことが示唆されている。ここでは、アイゼンハルト宛ての書簡を見てみよう。

「歴史〔記述〕の助けになったものに関して言うと、たしかにそれらが望みどおりに与えられるのはわずかなひとに対して [だけ] です。(…)のみならず、他人を信頼すること (*aliena fides*) によって書くよう強いられる人びとは、しばしば悪意のある、あるいは偏見のある報告者たちによってだまされてしまいます。私はこう思うのです。本当の事情が人間の目に与えられることはまれである、と」<sup>11)</sup>。

あるひとがある事跡についてその歴史を記述することを思い立ったとしよう。しかし、もしそのひとがその事跡の現場に立ち会っていなかったとし

たら、かれはどのようにしてその歴史を記述するだろうか。もちろん、その事跡の現場にいた他人、つまり証人や報告者の立場にある者が述べることに基づきながら歴史を記述することになるだろう。ここで「他人を信頼することによって書くよう強いられる人びと」と言われているのは、そのような状態に置かれている歴史記述者のことである。しかるに、証人や報告者はその悪意や偏見によって事実とは異なることを述べることもある。だから、そうした証人や報告者がもたらす情報に依拠せざるをえない歴史記述者はしばしばだまされてしまう。ゆえに「本当の事情が人間の目に与えられることはまれである」。

証人や報告者がなぜしばしば事実とは異なることを述べようとするかということについても、ライプニッツは同じアイゼンハルト宛て書簡のなかで面白い洞察を示している。

「さらに、証人のあざむこうとする意向が生じうるのは、ひとつには党派根性 (*studium partium*) や買収されやすさ (*venalitas*) からであり、ひとつには、偉大な政治家のある種の要求された自負心にあわせて、偉大で卓越した事跡を述べようとするおべっか (*ambitio*) からです」<sup>12)</sup>。

証人や報告者といえども生身の人間である以上、かれらも自分自身の願望や欲求に応じてその証言や報告の内容を改ざんすることがあるだろう。ここにはライプニッツのリアリスティックな人間観察が示されている。

それはそれとして、アイゼンハルト宛て書簡に見出されるこれらの箇所において、ライプニッツは歴史についてある興味深い見解を示唆している。周知のとおり、歴史を意味する西洋諸語、たとえば *historia* (羅)、*histoire* (仏)、*Historie* (独)、*history* (英) などはギリシア語の *ἱστορία* に由来する。このギリシア語にはいくつかの意味がある。第一に「探求」

である。第二に、その探求の結果としての「報告」である。第三に「物語」や「作り話」である。上に見たライプニッツの見解は、この三つの意味のうち、とくに第二のものと第三のものにかかわるであろう。つまり、ライプニッツの見解は、証人や報告者の願望や欲求、あるいは気質次第で「報告」が「物語」や「作り話」になってしまいかねない可能性を指摘したものであるとみなすことができる。佐々木教授も指摘しておられるとおり、「報告」にはいつでも証人や報告者の思いが込められてしまう。証人や報告者は自らの立場を正当化し、将来の世評にも好影響を与えることを期待している<sup>13)</sup>。だから、歴史記述者が証人や報告者から「本当の事情」を引き出そうとすることはいつでも困難な試みなのである。

では、ライプニッツはこのような困難のゆえに、「歴史に関するピュロン主義」の側に立つのであろうか。そうではない。かれはある独自の議論をとおしてむしろ「歴史に対する信頼」を確立しようとするのである。

#### 4. 蓋然性

ライプニッツが「歴史に対する信頼」を確立しようとするとき、かれが決定的に重視するのが「蓋然性」(probabilitas)である。アイゼンハルト宛て書簡では次のように述べられている。

「それに、すべては蓋然性の程度に関する教義に帰着します。私の知るかぎり、この教義を重んじるべきものとして論じたひとは誰もいません」<sup>14)</sup>。

また、『人間知性新論』では次のように述べられている。

「わたしは一度ならず蓋然性の程度を扱うような、新しい種類の論理学が必要だろうと述べてきた」<sup>15)</sup>。

これらの箇所から、ライプニッツが「蓋然性」を「歴史に対する信頼」の確立にとって決定的な要素とみなしていること、それゆえにそれについての論理学を必要不可欠とみなしていることがわかる。

では、そもそも「蓋然性」、*probabilitas* とはなんだろうか。それは一般的には「あることが実際に起こるか否かの確からしさの度合い」のことであると規定することができよう<sup>16)</sup>。しかし、ここではもう少し厳密にその意味について考えてみたい。佐々木教授によれば、*probabilitas* において問題となる確からしさとは、さしあたり「きっとそうだと思う」という心のなかの信念状態のことである。それゆえ、この場合の確からしさは主観的な性格をもつであろう。さらに、佐々木教授はハッキングの議論を援用しながら次のように述べておられる。すなわち、ライプニッツの時代まで「蓋然的である」ということは、「権威者の証言や命令によって支えられている」ということを意味したのである、と。したがって、中世末期あるいは近世までは、「蓋然的である」ということは「ひと」に、より正確には「ひとへの信頼」に依拠するものとして主観的に理解されていたのである<sup>17)</sup>。

しかし *probabilitas* にはもうひとつの意味がある。「確率」である。佐々木教授によれば、「ひとへの信頼」に支えられた確からしさとしての蓋然性はあることをとおして「確率」へと変化する。それが記号と計算の導入である。記号にせよ計算にせよ、「心のなかの信念状態」や「ひとへの信頼」とは異なり主観的な性格をもたない。それらは確からしさに対してむしろ客観的な「証拠」として機能する<sup>18)</sup>。

ライプニッツが「歴史に対する信頼」を確立する際にぜひとも必要だと考えている「蓋然性の論理学」は、「確率」そのものではないにしても、

それにかぎりなく近づいたものであると思われる。

『人間知性新論』において、ライプニッツは「蓋然性の論理学」の例を列挙している。すなわち、①刑事訴訟における証明手続の形式、②医師たちの診断、③数学者たちによる賭における偶然性の算定である。このうち③については、それがことがらの起きる確からしさを数量的に表そうとする点において、まさしく「確率」のことが言われているとみなしてよい。①と②については必ずしも事象の確からしさを数量的に表現するわけではないかもしれない。しかし、ライプニッツは、蓋然性の見積もりはどのような場面においても最終的には「計算」に基づくと考えているように思われる。実際、『人間知性新論』では、その「計算」として算術的な平均と幾何学的な平均とが挙げられているのである<sup>19)</sup>。

このように「蓋然性」が計算に基づくとされる点において、ライプニッツの「蓋然性の論理学」はその基礎を主観的な「心のなかの信念状態」や「ひとへの信頼」にではなく、客観的な「証拠」に求めようとしていることは間違いない。そして、数学を範としながら学問の客観性を追求するのが近代的な知のありようだとするならば、ライプニッツの求める「蓋然性の論理学」はこの点においてきわめて近代的な性格を自らに対して要求するものであると評価することができるであろう。

## 5. 徴憑理論

すでに見たとおり、ライプニッツは法律家たちが「歴史に対する信頼」について書いたと指摘している。また、いましがた見たとおり、かれは刑事訴訟における証明手続の形式を「蓋然性の論理学」のひとつの例として考えている。次の箇所も挙げておこう。

「法律家たちは、証明、推定、推測、そして徴憑について論じつつ、このテーマ [=蓋然性] について多くのすぐれたことを述べ、かなりの細部にまで進んだ」<sup>20)</sup>。

ライプニッツの見るところ、蓋然性というテーマは法律家たち (jurisconsultes)、正確には刑法学者たちによって検討されてきた。なぜとくに刑法学者たちのことだと分かるかという点、「徴憑」(indice) に関する理論こそ、16世紀から17世紀にかけてドイツの刑法学者たちが綿密に練り上げた刑事訴訟における証明手続だからである。

徴憑理論とはどのようなものであろうか。広い意味においては、徴憑とは刑事裁判において用いられる証拠一般のことである。その証拠は主要事実—被告人の有責性それ自体を証明するもの、つまり被告人の自白か、二名以上の証人による証言—と間接事実—当該の犯罪に関する被告の疑わしさを現わすもの—に分類される。そして、この間接事実のうちとくに確実性の高いもののことを狭い意味での徴憑という<sup>21)</sup>。

1532年に神聖ローマ帝国全土に通用する統一的刑事法典として制定された「カロリーナ刑事法典」(Constitutio Criminalis Carolina) の第16条から第44条において徴憑理論に基づく証明手続が定められていることはよく知られたところである。そこでは、確実性の高い間接証拠、つまり徴憑が存在しないかぎりは拷問が課されてはならないことがまず規定され、それにつづけて具体的な徴憑の例示と抽象的・一般的な規定が並んでいる<sup>22)</sup>。

このように、16世紀から17世紀にかけて、ドイツの刑法学者たちは、被告人の「疑わしさ」を証明するための確実性の高い証拠とはどのようなものなのかを理論的に練り上げたのである。徴憑理論は、被告人の自白を主要な証拠とみなす糾問訴訟において当該犯罪の主要な証明方法である。この糾問訴訟の手続きにもとづいて、いわゆる魔女狩りないし魔女裁判に

において拷問が積極的に運用された<sup>23)</sup>。そのため徴憑理論にもあまりかんばしくない印象がつきまどっているように思われる。しかし、徴憑理論は、あるひとが本当に当該の罪を犯したのかどうかを、現場にいなかった者が判定するための客観的な証拠を要求するという点で近代的な性格を有する理論なのである。

徴憑理論においては必ずしも記号や計算といった要素は表立って現れることはないように思われるが、実際に目にしていない事件について「この人間が犯人だ」という判断をくだすために「客観的な証拠」を要求する点においてライブニッツがこの理論に関心を抱いたのであることは容易に察しがつく。

ライブニッツは徴憑理論、あるいはその主張者たちが蓋然性についていくつかのレベルを想定している点にとくに強い関心を抱いている。以下、刑法学者たちが考えている蓋然性のレベルを、ライブニッツの整理にしたがって挙げてみよう。

レベル 1. 周知の事実 (*notriété*)。これについては、証明は不要である。

レベル 2. 完全な証明 (*preuves entières*)。これは通常の十全な証明であり、民事訴訟において要求される。

レベル 3. 罪体 (*corpus delicti*)。これは十全である以上の証明であり、刑事訴訟において要求される。

レベル 4. 推定 (*présomptions*)。これはなかば十全である以上の証明である。

レベル 5. 身のあかしの誓い (*juramentum purgationis*)。これはなかば十全であるより以下の証明である。

ライブニッツは、これら以外にもさまざまな程度の推測や徴憑があることを指摘している。そのなかには、拷問のための徴憑、恐れさせるための徴憑、

捕獲のための徴憑、調査のための徴憑などがある<sup>24)</sup>。

いずれにせよ、ここでは、ライプニッツが、当時の刑法学者たちの徴憑理論を蓋然性の見積もりについて一定のヒントを与えるものとして考えていたこと、その際、「おそらくそうであろう」という蓋然性には程度があり、その程度に応じて必要とされる客観的な証拠も異なると考えていたということが理解されれば十分である。

## 6. 歴史学への応用

このように、ライプニッツの「蓋然性の論理学」は客観的な「証拠」を要求しつつ、しかも蓋然性の程度に応じて異なる「証拠」を要求する類のものであったと推定することができる。この「蓋然性の論理学」が歴史記述ないし歴史学の領域でも利用される。

再びアイゼンハルト宛て書簡の記述を見てみよう。

「なぜなら、歴史家とは、証拠を文書によって述べ、その結果、その証拠が公に知られ、公正に伝えるようにする、そういう証人にほかならないのですから。したがって、ここで証人と文書に対する信頼が要求されます」<sup>25)</sup>。

したがって、「歴史に対する信頼」は具体的には「証人」(testis)と「文書」(scriptura)に対する信頼として確立されるのである。両者に対する信頼の要点を以下に記す。

まず、「証人」に対する信頼は次のような要素から評価されなければならないという。すなわち、ひとつは証人の意向だという。これは証人の人物像ということであろう。もうひとつは証人の判断の助けになったものや

妨げになったものだという。これは証人の判断材料のことであろう。

つぎに、「文書」に対する信頼について見る。『人間知性新論』がこの点について重要な情報を与えてくれる。興味深いことに、この文脈ではライプニッツは「史料批判」(critique en matière d'histoire)ということをはっきりと述べている。そして、その史料批判の精神は、歴史記述の対象となる事柄の同時代の証言を尊重するという。ただし、それは公となっている出来事についてだけである。たとえ同時代人であっても、動機、秘密、隠されたバネ、死因などの、議論の余地のある事柄については、多くの人びとが信じていたことが知られるだけであるという。また、ライプニッツによれば、私的な歴史については、それが古い原本から取られていなかったり、公の歴史に合致していなかったりする場合、信用がないとみなされる。さらに、後代の著者たちも必ずしも軽んじられないという。かれらが伝えている内容が他の点から明らかである場合には<sup>26)</sup>。

アイゼンハルト宛て書簡においては、ライプニッツは「文書」に対する信頼の核心として「古文書が損なわれずに伝わっているかどうか」ということを挙げている。いわば古文書鑑定学の要求である。この学問の先駆者としてライプニッツはアンリ・ジュステル(Henri Justel, 1620-1693)、ジャン・ド・ロノワ(Jean de Launoüy, 1603-1678)、ヘルマン・コンリング(Hermann Conring, 1606-1681)の名前を挙げている。コンリング研究者のH・J・ベッカーによれば、古文書学は法史学と学問的に結び付いていたのであり、その意味において法学の一部であり、その成立を法学に負っているのであるという<sup>27)</sup>。コンリングのような法史学者はとくに刑法学者というわけではないが、かれら法史学者は鑑定者として公文書の真偽を判定する必要があり、ここから公文書の真偽を確定するための基準が追求されることになる。そしてこの基準が古文書学の基礎となるのである<sup>28)</sup>。事実、コンリングはリンダウ修道院の法的地位に関する鑑定のための研究から古文書批判に新しい基準を設定したと評価されている<sup>29)</sup>。コンリングの

古文書批判の核心は、近代書誌学の方法へと発展していく古文書批判の方法論でもって「客観的な」真理をえようと努める点にある<sup>30)</sup>。

最終的にライプニッツは、コンリングらによって発展させられた文書批判の方法を踏まえるならば、文書にまつわるさまざまな困難にもかかわらず、歴史に対する信頼は傷つけられないと確言する。もっとも、こうした文書批判だけではなく、歴史記述そのものもさまざまな補助や史料によって支えられていることが必要だという条件が付くのではあるが。アイゼンハルト宛て書簡において、ライプニッツはそうした補助や史料について次のように述べながら、「歴史に関するピュロン主義」の懐疑を決定的に否定する。

「それら [補助や史料] の多さと明晰さは、懐疑に対していかなる余地も残さないほどなのです」<sup>31)</sup>。

ここに客観的な歴史的真理の発見および記述の可能性が高らかに宣言されている。

また、徴憑理論にいつそう直接的に関連する立言として次の箇所を指摘することができる。

「異なる諸民族の歴史が、一方が他方を書き写したもともらしさ [見込み] がないにもかかわらず一致している場合、それは真理の大なる徴憑である」<sup>32)</sup>。

佐々木教授は、女法王とハーメルン伝説についてのライプニッツの取り組みを取り上げながら、次のように述べている。

「ここで注目しておきたいのは、資料の信憑性をどのように見積もっ

ているかということである。どちらも [女女王とハーメルン伝説]、事件と同時代の直接的資料は存在しない。いずれも事件後数世紀を経たものしか確認できず、古いものは碑文などに刻まれたものであったり、手書きのままであったりする。これらを調べることで資料の整合性を見極めることが、真実を探るライプニッツのやり方である。その上で、確証の度合いが低ければ、真実との認定はためらわれることになる」<sup>33)</sup>。

ある事柄に関してそれを真理であると認定するための徴憑はまさに、ある文書と他の文書とのあいだの整合性なのである。この整合性によって文書に対する信頼が確保され、ひいては歴史に対する信頼そのものも確保されるのである。

## 7. 歴史学から中国学へ

以上、私たちはライプニッツの「蓋然性の論理学」についてその一端を明らかにしてきた。上に見てきたとおり、「蓋然性の論理学」はさしあたり「歴史に対する信頼」についての議論のなかで提示されたものである。歴史が問われている以上、そこでは「時間上のへだたりのせいで、その実際を自らの目で確認することができないものにおける蓋然性の程度」が問われていることになる。

それに対して、ライプニッツの中国学においては「空間上のへだたりのせいで、その実際を自らの目で確認することができないものにおける蓋然性の程度」が問われているといえよう。

もしそうだとすれば、歴史と中国学ではテーマが異なるのであって、したがって「蓋然性の論理学」はライプニッツの中国学に対してなんの意味

ももってはいない、ということになるのであろうか。そんなことはない。「蓋然性の論理学」は、単に「時間上のへだたりのせいで、その実際を自らの目で確認することができないものにおける蓋然性の程度」だけを扱うのではなく、「空間上のへだたりのせいで、その実際を自らの目で確認することができないものの蓋然性の程度」をも扱うことができるようなものとして想定されているのである。『神の善意、人間の自由、悪の起源についての弁神論』(*Essais de Théodicée sur la bonté de Dieu, la liberté de l'homme et l'origine du mal*) の次の一節を見てみよう。

「信仰と経験とを比較することもできる。それというのも、信仰は(その信仰の正しさを立証する根拠という点では)、啓示の基礎となっている奇蹟を目にした人々の経験に依拠しているし、また、聖書によってかあるいは聖書を守ってきた人々との関わりによって、その経験をわれわれに伝えた信頼に足る伝統にも依拠しているからである。このことは、例えば [中国についての知識が] 中国を訪れたことのある人の経験やその人との関わりの信憑性に依拠しているというのと多少似ている。このときわれわれは、遠い国の様子について教えてもらった事柄に信を付け加えているのである」<sup>34)</sup>。

この一節には、「時間上のへだたりのせいで、その実際を自らの目で確認することができないものにおける蓋然性の程度」と「空間上のへだたりのせいで、その実際を自らの目で確認することができないものの蓋然性の程度」との平行な関係がやはり「信憑性」の概念を軸にしながら提示されている。

もしそうだとすれば、ライプニッツの中国学の方法論上の核心である「アナログアの論理学」に対して「蓋然性の論理学」がもっている位置についてもはや明らかであろう。どのような学問であれ、それが近代的な学問

として「客観性」を追求するかぎり、まずは自らの立論の証拠となる情報を集めなければならない。そしてその情報の正しさを評価しなければならない。こうした作業によってその情報がたしかに「正しいだろう」と評価されてはじめてさらなる学問的営為、たとえば「比較」—アナログアの把握—も可能となる。必ずしもライブニッツ自身によってはっきりと標榜されているわけではないが、かれの中国学もまた近代的な学問性を追求するものであるだろう。そうだとすれば、「蓋然性の論理学」は、かれの中国学の近代的な学問性を担保するものとして理解することができるはずである。少なくとも、「アナログアの論理学」をしてその客観的な学問性を適切に発揮させるところの理論的な前提とみなすことができるはずである。

本論文においてはライブニッツの情報処理術の原理として「蓋然性の論理学」の存在を指摘するにとどまったが、今後はこの論理学がかれの歴史記述や中国学の対象となる個々の具体的な場面においてどのように機能しているのか、考えてみたい。また、情報化社会として特徴づけられることも多い現代社会において、ライブニッツ的な「蓋然性の論理」がなんらかの意義を有することができるかどうか、できるとしたらそれはどのような点においてか、ということも今後の課題としたい。

#### 略記法

NE: Leibniz, *Nouveaux essais sur l'entendement humain*, 1704.

SB: Gottfried Wilhelm Leibniz, *Schriften und Briefe zur Geschichte*, bearbeitet, kommentiert und herausgegeben von Malte-Ludolf Babin und Gerd van den Heuvel, Verlag Hannsche Buchhandlung Hannover, 2004.

Th.: Leibniz, *Essais de Théodicée sur la bonté de Dieu, la liberté de l'homme et l'origine du mal*, 1710.

## [注]

- 1) 酒井潔, 『ライブニッツ』, 清水書院, 2008年, 230頁以下。
- 2) 佐々木能章, 『ライブニッツ術—モノダは世界を編集する—』, 工作舎, 2002年, 90頁以下。
- 3) 酒井, 前掲書, 231頁参照。
- 4) 酒井, 前掲書, 226頁参照。佐々木教授も, ライブニッツの中国学にヨーロッパ中心主義的な姿勢は希薄であることを認めている。ただし, 佐々木教授によれば, ライブニッツはすべての文化を相対化するような方法論は持ち合わせていなかった。この点において, ライブニッツはいわゆる文化相対主義の主張者とはいえないという。佐々木, 前掲書, 93頁参照。
- 5) 山下正男訳, 『0と1の数字だけを使用する二進法算術の解説, ならびにこの算術の効用と中国古代から伝わる伏羲の図の解説に對するこの算術の貢獻について』, 『ライブニッツ著作集』10 (中国学・地質学・普遍学), 工作舎, 1991年, 12頁参照。
- 6) 山下正男訳, 『最新中国事情』, 『ライブニッツ著作集』10 (中国学・地質学・普遍学), 工作舎, 1991年, 97頁以下参照。
- 7) ライブニッツと文通したイエズス会宣教師として, 酒井教授はブーヴェとグリマルディのほかにはウレアティ, フォンタネイ, ジャルトゥの名を挙げている。酒井, 前掲書, 221頁参照。
- 8) 山下正男訳, 『中国自然神学論』, 『ライブニッツ著作集』10 (中国学・地質学・普遍学), 工作舎, 1991年, 46頁以下。
- 9) NE IV, 16. 『人間知性新論』を讀解するに当たり, 米山優訳, 『人間知性新論』, みすず書房, 1987年と谷川多佳子, 福島清則, 岡部英夫訳, 『人間知性新論』, 『ライブニッツ著作集』5 (認識論一上), 工作舎, 1993年, 同6 (認識論一下), 工作舎, 1995年を参考にした。
- 10) もちろん, アイゼンハルトとピアリングのことしかライブニッツの念頭にはなかった, と言うことはできない。SBの編者によると, 「歴史に對する信頼」の問題についてライブニッツが語るとき, アイゼンハルト [やピアリング] の他に, T・プファンナーの著書 (*Verlaßtes Bedencken von dem Principio Fidei Historicae auf denen Gesandschafft und andern Acten gegründet*, 1698) と J・P・ルーデヴィヒの著書 (*Zugängliche Antwort*, 1698) のあいだの論争も, かれの念頭にあったかもしれないという。
- 11) SB S. 80.
- 12) Ibid.
- 13) 佐々木能章, 「ライブニッツは歴史をどう語るか」, 『ライブニッツ研究』創

刊号 (2010 年), 79 頁以下参照。

- 14) SB S. 84.
- 15) NE IV, 16.
- 16) 広辞苑 (第五版), 「蓋然性」項参照。
- 17) 佐々木, 前掲論文, 94 頁以下参照。
- 18) 同上。
- 19) NE IV, 16.
- 20) Ibid.
- 21) 徴憑理論に関しては, 勝田有恒/森征一/山内進編著, 『概説 西洋法制史』, ミネルヴァ書房, 2004 年, 190 頁以下参照。
- 22) カロリーナ刑事法典に関しては, 勝田/森/山内編著, 前掲書, 190 頁以下参照。その近代的な性格については, 米山耕二, 「カロリーナの刑事手続—近代的刑事司法の礎—」, 一橋大学研究年報『法学研究』9 (1975 年) 参照。
- 23) 糾問訴訟については, ミッタイス=リーベリッヒ (著), 世良晃志郎 (訳), 『ドイツ法制史概説』改訂版, 創文社, 1971 年, 501-503 頁参照。
- 24) NE IV, 16.
- 25) SB S. 80.
- 26) NE IV, 16.
- 27) Hans-Jürgen Becker, *Diplomatik und Rechtsgeschichte. Conrings Tätigkeit in den Bella Diplomatica um das Recht der Königskrönung, um die Reichsfreiheit der Stadt Köln und um die Jurisdiktion über die Stadt Lindau*, in: *Hermann Conring (1606-1681). Beiträge zu Leben und Werk*, herausgegeben von Michael Stolleis, Duncker & Humblot / Berlin, 1983, S. 335.
- 28) 勝田有恒/山内進 (編著), 『近世・近代ヨーロッパの法学者たち—グラティアヌスからカール・シュミットまで—』, ミネルヴァ書房, 2008 年, 150 頁参照。
- 29) ミヒャエル・シュトライス (編), 佐々木有司・柳原正治 (訳), 『一七・一八世紀の国家思想家たち—帝国公 (国) 法論・政治学・自然法論—』, 木鐸社, 1995 年, 212 頁参照。
- 30) Michael Stolleis, *Die Einheit der Wissenschaften—Hermann Conring (1606-1681)*, in: Stolleis (hrsg.), vgl. S. 20f. やや長くなるが, シュトライスの整理にしたがってコンリングの文書批判の規則を列挙しておこう。
  - ① 疑わしい古文書の評価は, 同じ文書発行者の他の疑わしくなく真正とみなされている古文書との比較によってのみなされる (Becker, op. cit. S.

351)。

②古文書はその起草者と諸々の証人に関して誤ったデータを含んでいてはならない。とりわけ、成立の場所と時期のデータがそのつどの人生のデータおよびそのつどの滞在記録と合致しなければならない。

③古文書の署名、日付の入れ方、筆跡、そして数字は比較可能な古文書と合致しなければならない。

④語法上の間違いそれ自体は古文書の真正さに反対するものを示さない。しかし、表記法と表現法が公文書の書法から完全に逸脱している場合、それは捏造とみなされる (Becker, op. cit. S. 351)。

このように見てくると、ライプニッツの文書批判の規則もコンリングのそれとかなりの点において一致しているとみなしうる。この点において、ライプニッツをコンリングの延長線上に位置づけることができるはずである。なお、著者にコンリングに関する貴重な資料を提示して下さった山根雄一郎氏にこの場を借りて御礼申し上げる。

31) SB S. 84.

32) NE IV, 16.

33) 佐々木, 前掲論文, 87頁参照。また、次の箇所も参照のこと。「繰り返しになるが、重要なのは、証言が事件に接近したものであるかどうかではなく、信頼に足るもの、余計なものが混入していないものであるか、である。距離ではなく、整合性である」(89頁)。

34) Th. Disc. 1. 『弁神論』を訳出するに当たり、佐々木能章(訳)、『弁神論』、『ライプニッツ著作集』6(宗教哲学一上)、工作舎、1990年を参考にした。